

消 食 基 第 350 号
令和 7 年 5 月 28 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）長 殿

消費者庁食品衛生基準審査課長
(公 印 省 略)

「食品、添加物等の規格基準別表第 1 第 1 表に規定する基材を
構成するモノマー等について」の一部訂正について

食品用器具及び容器包装に係るポジティブリスト制度において、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）別表第 1 第 1 表に規定する基材を構成するモノマー等については「食品、添加物等の規格基準別表第 1 第 1 表に規定する基材を構成するモノマー等について」（令和 5 年 11 月 30 日付け厚生食基発 1130 第 1 号厚生労働省健康・生活衛生局食品基準審査課長通知）でお示ししてきたところですが、その内容の一部に誤りがあったことから、別紙のとおり訂正いたします。

つきましては、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏のないよう配意をお願いします。

(別紙)

訂正箇所	正	誤																
別紙 13 のアルケン類を主 なモノマーとする重合体 の任意の物質、12-アミ ノウリン酸の使用制限 等 ※下線の記載を追加	別紙 13 アルケン類を主なモノマーとする重合体	別紙 13 アルケン類を主なモノマーとする重合体																
	<table><tr><th>名称</th><th>使用制限等</th></tr><tr><td>任意の物質</td><td></td></tr><tr><td>12-アミノラウリン酸</td><td><u>重合体に分子量 1000 以上の エチレングリコール重合体部 分を有する場合には、必須モ ノマーに係る使用制限等の記 載に関わらず、必須モノマー の合計は当該エチレングリコ ール重合体部分を除く重合体 の構成成分に対して 50%以上 であること。</u></td></tr></table>	名称	使用制限等	任意の物質		12-アミノラウリン酸	<u>重合体に分子量 1000 以上の エチレングリコール重合体部 分を有する場合には、必須モ ノマーに係る使用制限等の記 載に関わらず、必須モノマー の合計は当該エチレングリコ ール重合体部分を除く重合体 の構成成分に対して 50%以上 であること。</u>	<table><tr><th>名称</th><th>使用制限等</th></tr><tr><td>任意の物質</td><td></td></tr><tr><td>12-アミノラウリン酸</td><td></td></tr></table>	名称	使用制限等	任意の物質		12-アミノラウリン酸					
	名称	使用制限等																
任意の物質																		
12-アミノラウリン酸	<u>重合体に分子量 1000 以上の エチレングリコール重合体部 分を有する場合には、必須モ ノマーに係る使用制限等の記 載に関わらず、必須モノマー の合計は当該エチレングリコ ール重合体部分を除く重合体 の構成成分に対して 50%以上 であること。</u>																	
名称	使用制限等																	
任意の物質																		
12-アミノラウリン酸																		
別紙 18 のグルコース単独 重合体又は化学修飾処理 されたセルロースの任意 の化学処理	別紙 18 グルコース単独重合体又は化学修飾処理されたセルロース	別紙 18 グルコース単独重合体又は化学修飾処理されたセルロース																
	<table><tr><th>名称</th><th>使用制限等</th></tr><tr><td>任意の化学処理</td><td></td></tr><tr><td>ヒドロキシエチル化処理</td><td></td></tr><tr><td>ヒドロキシプロピル化処理</td><td></td></tr></table>	名称	使用制限等	任意の化学処理		ヒドロキシエチル化処理		ヒドロキシプロピル化処理		<table><tr><th>名称</th><th>使用制限等</th></tr><tr><td>任意の化学処理</td><td></td></tr><tr><td>ヒドロキシルエチル化処理</td><td></td></tr><tr><td>ヒドロキシルプロピル化処理</td><td></td></tr></table>	名称	使用制限等	任意の化学処理		ヒドロキシルエチル化処理		ヒドロキシルプロピル化処理	
	名称	使用制限等																
任意の化学処理																		
ヒドロキシエチル化処理																		
ヒドロキシプロピル化処理																		
名称	使用制限等																	
任意の化学処理																		
ヒドロキシルエチル化処理																		
ヒドロキシルプロピル化処理																		

訂正箇所	正	誤
別紙 21 の被膜形成時に化学反応を伴う塗膜用途の重合体の有機化合物中、 上記以外の化合物 ※下線の記載を削除	別紙 21 被膜形成時に化学反応を伴う塗膜用途の重合体	
	別紙 21 被膜形成時に化学反応を伴う塗膜用途の重合体	